

東京都における道路法に基づく1巡目点検の実施状況等について

平成26年度～令和元年度までに東京都が管理する橋梁、トンネル、道路附属物等について、道路法に基づく1巡目点検が完了したため、各施設の点検実施状況及び点検結果をとりまとめた。

1. 道路メンテナンス年報

(1) 概要

国土交通省が道路インフラの現状及び老朽化対策について国民の理解を得るため、全道路管理者の道路施設を対象に平成26年度から各年度毎に実施した点検の実施状況や結果等を取りまとめたもの。

(2) 主な対象構造物

5年に1度の法定点検が義務化された施設 → 橋梁、トンネル、道路付属物(シェッド、大型カルバート等、横断歩道橋、門型標識等)

(3) 点検結果の判定区分

I 健全	II 予防保全段階	III 早期措置段階	IV 緊急措置段階
------	-----------	------------	-----------

※判定IVは緊急に、IIIは次回点検までの5年以内に措置を講じる必要があり、IIは予防保全の観点から措置を行うことが望ましい

2. 東京都における点検実施状況等の概要

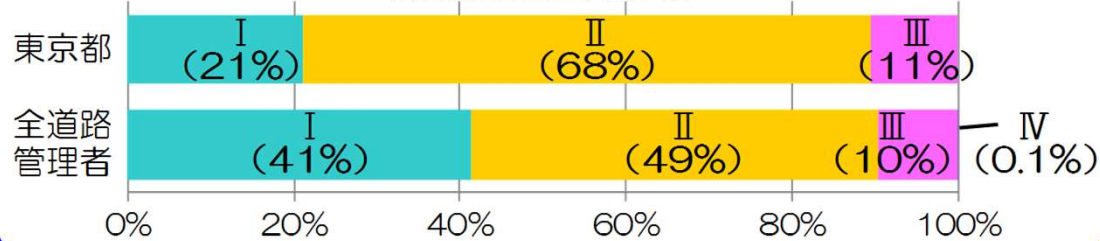
(1) 橋梁

東京都の橋梁 1,321橋
(内訳)
一般橋 1,213橋
人道橋 108橋

点検実施状況

	点検対象施設数	点検実施数	割合
東京都	1,321	1,321	100.0%

点検結果に基づく判定区分



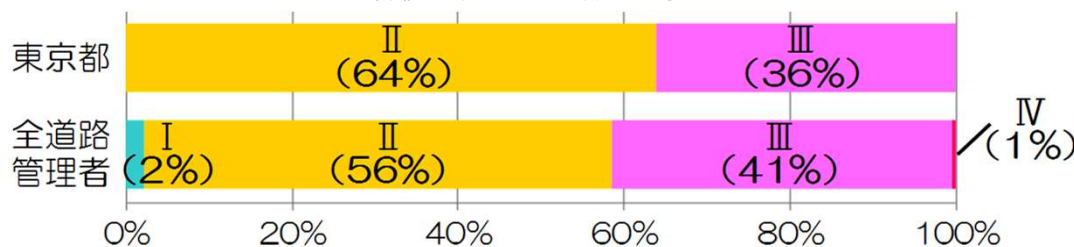
(2) トンネル

東京都のトンネル 69箇所
(内訳)
山岳トンネル 69箇所

点検実施状況

	点検対象施設数	点検実施数	割合
東京都	69	69	100.0%

点検結果に基づく判定区分



(3) 道路付属物等

東京都の道路付属物 827箇所
(内訳)
シェッド 3箇所
大型カルバート等 56箇所
横断歩道橋 596箇所
門型標識等 172箇所

点検実施状況

	点検対象施設数	点検実施数	割合
東京都	827	827	100.0%

点検結果に基づく判定区分

